

3．先進国における再生可能資源の輸出入規制の状況

1980年代の後半になって、先進国から発展途上国へ有害廃棄物の越境移動が始まり、途上国側でも有害廃棄物の持ち込みに対する規制が必要であるとの認識が生まれた。1988年にはアフリカ統一機構（OAU）が有害廃棄物の持ち込みを禁ずる決議などを行ったことから、国連環境計画（UNEP）は地球規模での取り組みが必要との判断をし1989年3月バーゼルで開催された会議において、参加116カ国の全会一致で「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(バーゼル条約)」が採択された。

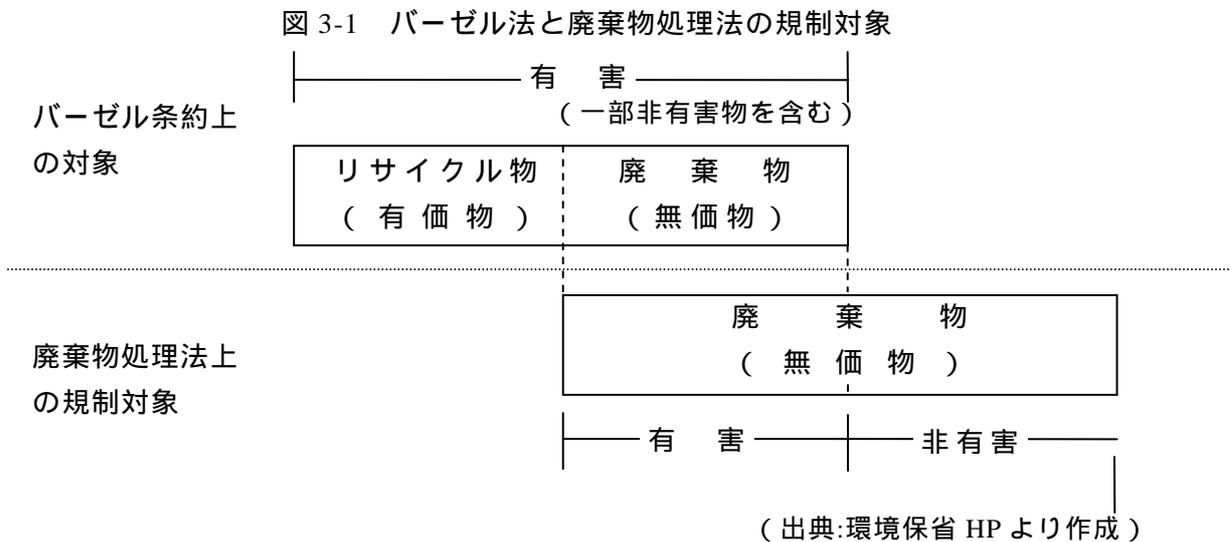
バーゼル条約の主旨は、有害廃棄物の越境移動を適正に管理することにより、国境を越えての環境汚染（特に途上国）を未然に防止することにある。従って有害廃棄物は、発生国において処分することを原則としている。自国内で処理が困難な場合など、止むを得ず越境移動を行う必要がある場合には、輸出国は輸入国及び通過国に事前通告を行わなければならない。また、輸出国は越境移動した有害廃棄物の処分が終了するまでの管理・運用に責任をもち、契約どおり終了しなかった場合には輸出国が回収しなくてはならない。これらに反する場合は罰則が課せられることとなる。

3.1 日本における再生可能資源の輸出入規制の状況把握

3.1.1 廃棄物処理法について

(1) 概要

日本国内においての廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に定められている。廃棄物は、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に分けられており、廃棄物の国内での処理等の原則が定められている。国内で発生したものに関しては、なるべく国内において適正に処理されなければならない。また、国外で生じた廃棄物を輸入する際は、国内の処理が妨げにならないよう配慮しなければならないとされている。



(2) 廃棄物処理法における輸出入の手続き

廃棄物処理法においては、有害か無害かを問わず同法上の「廃棄物」に該当する物の貿易を規制しており、当該「廃棄物」を輸入する場合には環境大臣の許可を必要とし、これを輸出する場合には環境大臣の確認が必要とされる。

(3) 課題

廃棄物処理法においては、有害か無害かを問わず、同法で「廃棄物」に該当する物(すなわち無価値な物)の輸出入を規制している。また、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(パーゼル法)」においては、越境移動の規制対象となる廃棄物を「特定有害廃棄物等」(有価・無価にかかわらず有害な物)として規制している。

パーゼルの規制対象となる廃棄物は、パーゼル法の「特定有害廃棄物等」と廃棄物処理法の「廃棄物」にあたる物を足し合わせた物といえる。よって、有価であったとしても特定有害廃棄物等に該当すればパーゼルの対象となり、無害であったとしても

無価値であればバーゼルの対象になる。現在、実際に輸出入されている再生可能資源（例えば、中古又は廃棄電子・電気製品や部品等）や、最近の再生可能資源の価格の大幅な変動（国内及び海外）を考えた場合、何がバーゼルの規制対象となるのかの明確な判断が困難である。本調査におけるヒアリング対象事業者の多くも、近年、両法の廃棄物の定義のズレによる問題の顕在化を指摘している。

3.1.2 バーゼル法について

(1) 概要

バーゼル法の特徴は、バーゼル条約の非常に広範囲にわたる規制対象を、同法の規制対象物としていることである。具体的には、バーゼル条約では、医療系廃棄物、廃農薬などの一定の経路から排出される有害廃棄物 18 種類または水銀、カドミウムなどの特定の有害物質を含む有害廃棄物 27 種類に該当する廃棄物(条約附属書 I)であって、爆発性、引火性、毒性などの 14 種類の有害特性のいずれかを有するもの(条約附属書 III)、家庭系廃棄物及びその廃棄物(条約附属書 III)、ならびに輸出国、輸入国又は通過国である条約締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物のことである。なお、この場合の廃棄物は無価物を対象としている廃棄物処理法の廃棄物の概念と異なり、有価物を含む広い概念となっている。バーゼル法では、以上のバーゼル条約の対象廃棄物に OECD 決定の対象廃棄物を加えて、「特定有害廃棄物等」を定義している。所管は、経済産業省と環境省の両省で、経済産業省が貿易の書類上の手続きを担っており、環境省は国内の廃棄物法の適応に関する業務や相手国との法律上の折衝を担っている。

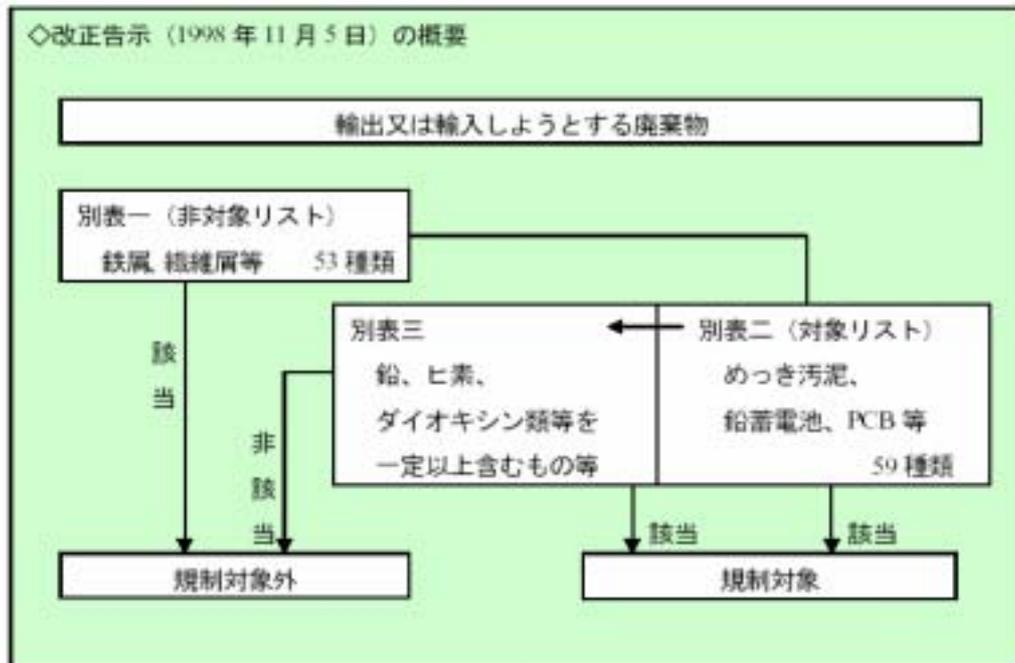
表 3-1 バーゼル国内法に関する各省庁の役割

関係省庁	担当業務
経済産業省	貿易手続き等
環境省	廃棄物処理法の適用に関する業務

(2) 規制対象物

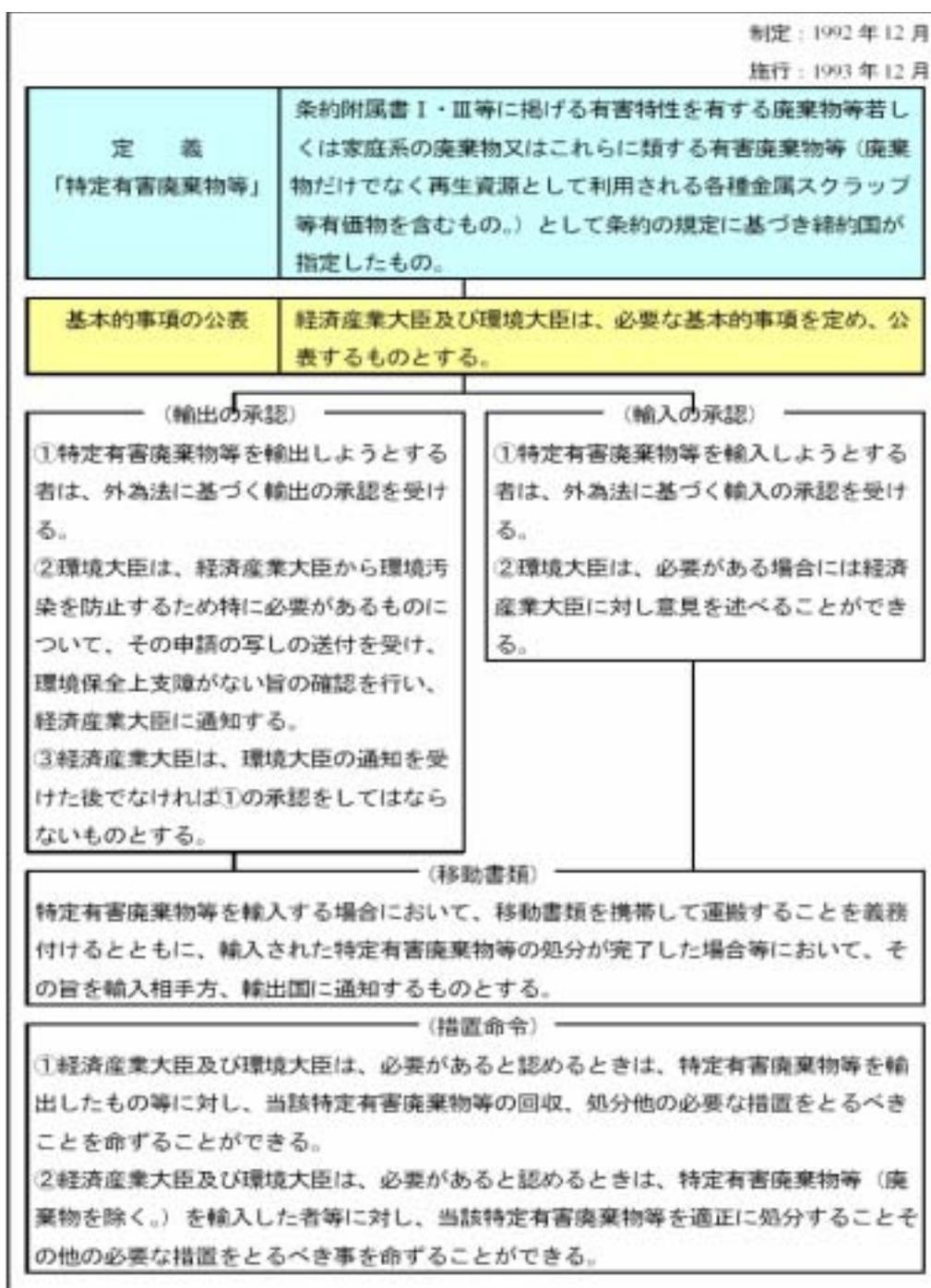
日本においては、バーゼル条約の附属書 Ⅰ・Ⅱに対応して、バーゼル法において「特定有害廃棄物等」の規制対象となるもの、及び規制対象外となるものが別表にて示されている。

図 3-2 バゼル法の規制対象物



(出典:経済産業省、バーゼル条約・バーゼル法の概要等～再生資源などを輸出入される方へ～)

図 3-3 バーゼル法の概要



(出典:経済産業省、バーゼル条約・バーゼル法の概要等～再生資源などを輸出入される方へ～)

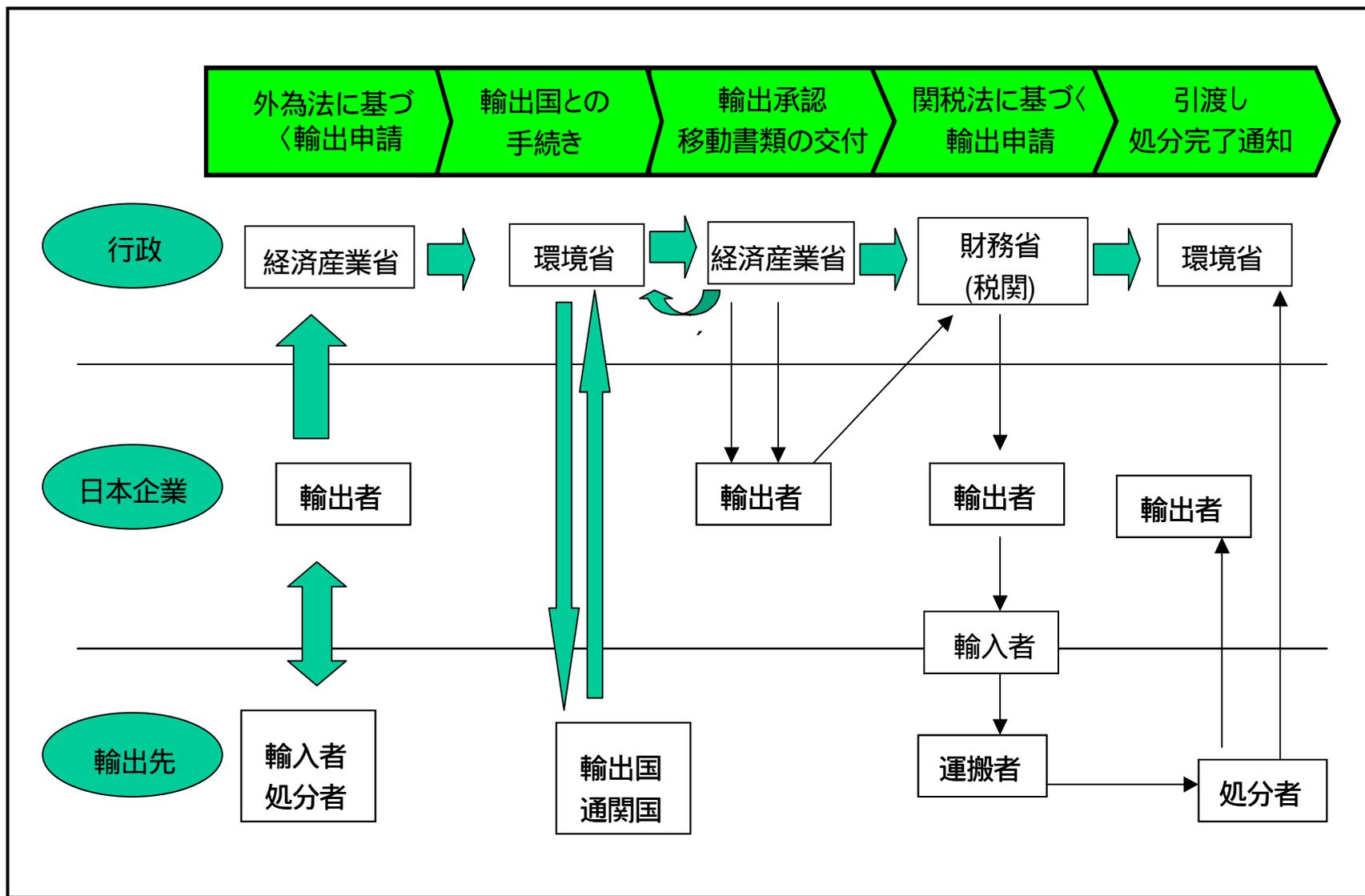


図 3-4 輸出するときの手続きフォロー
 (出典: 経済産業省、バーゼル条約・バーゼル法の概要等 ~ 再生資源などを輸出入される方へ ~)

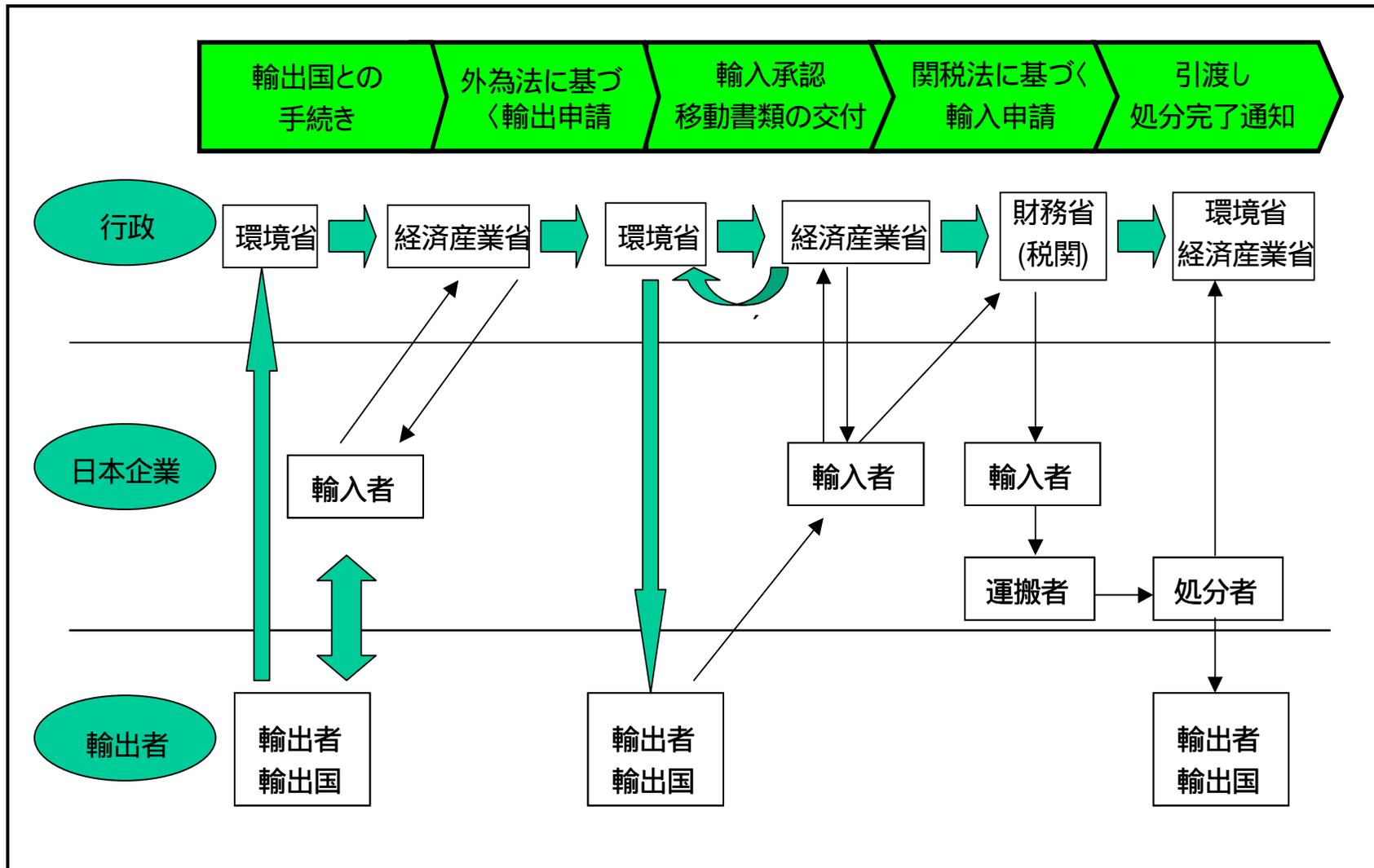


図 3-5 輸出入するときの手続きフォロー
 (出典: 経済産業省、バーゼル条約・バーゼル法の概要等～再生資源などを輸出入される方へ～)

(3) 輸出入の手続き

バーゼル法は、再生可能資源が、特定有害廃棄物等に該当する場合は、輸出貿易管理令または輸入貿易管理令に基づいて経済産業大臣の承認を得ることを求めており、特定有害廃棄物等に該当しない場合については特定有害廃棄物等に該当しないことの証明を求めている。そして、それらを輸出入するためには、他の貨物と同様、税関に申告するときの所要の手続きが必要とされる。

3.1.3 近年のバーゼル条約に関する事例

2002年5月のバーゼル条约会合（スイス・ジュネーブ）において、アメリカから中国へ輸出された電気・電子機器廃棄物、いわゆる E-waste がリサイクルの過程で環境が健康に影響を与えているとの発表がなされた。バーゼル条約の北京地域センターが実施を計画し、「電気電子機器廃棄物に関するアジア太平洋地域取り組み範囲設定ワークショップ」が開催された。使用済み携帯電話の回収と再利用を、メーカーと条約事務局および UNEP の主導でネットワークプロバイダー、地方政府、NGO 等の協力を得つつ、システム構築を検討するものであった。世界中で3億8000万台使用されている携帯電話の重金属など有害廃棄物について、リスク管理を先駆的に進めるためのものである。

3.1.4 バーゼル条約 BAN 改正について

(1) 概要

Basel Action Network (BAN) とは、「経済的動機に基づく有害廃棄物の輸出と処分に反対する活動家の国際的ネットワーク」のことである。1989年に採択されたバーゼル条約は、合法的取引による有害廃棄物の輸出入を規制することを目的としているが、実際はそれが有効に機能していないとして G77 諸国（途上国のグループ）や北欧諸国、グリーンピースによって糾弾された。そして、これらの国々は有害廃棄物の輸出入禁止の実現を目指して活動し、その決定は1994年にはバーゼル禁止令として採択された（Decision /12）。同決定は、反対勢力によって、バーゼル条約が改正されない限り法的な効力を持たないとされたが、1995年にアメリカなどからの反対を受けながらも再採択され、条約改正のための2回目の決定（Decision /1）が可決された。

改正されたバーゼル条約（トータルバン：この場合のバンは禁止の意味）が1998年に発効され次第、先進国から途上国への有害廃棄物の越境移動は全面禁止とされる予定であった。しかし、トータルバンの発効に必要な批准国数は62カ国であり、2003年11月現在の批准国数は41カ国で必要批准国数に達していないため発効されていない。また、主にアメリカ、オーストラリア、カナダなどの諸国及びアメリカ商工会議所や国際商工会議所などの産業界から強力な反対を受けているという問題もある。

表 3-2 バーゼル条約の批准までの変遷と運用について

年	内容	団体
1982年	セベソ事件	
1984年	OECD 域内における有害廃棄物の越境移動管理に関する決定・勧告	OECD
1984年	有害廃棄物の越境移動を管理するための指令（セベソ指令）採択	EC
1986年	OECD 域外への有害廃棄物の輸出に関する決定・勧告	OECD
1987年	有害廃棄物の環境保全上適正な管理に関するガイドライン決定	UNEP
1988年	有害廃棄物のアフリカへの持ち込み禁止を決議	OAU
1991年	パマコ条約採択	OAU
1992年	バーゼル条約発効	UNEP
1993年9月	バーゼル条約加入	
1993年12月	「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」施行	
1994年12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、廃棄物の輸出の場合の確認、輸入の場合の許可等、廃棄物の輸出入についての規制	
1995年9月	第3回バーゼル条約締約国会議において、リサイクル目的を含め有害物の OECD、EC 加盟国及びリヒテンシュタインからそれ以外の国への輸出を全面的に禁止(1998年)するとの条約改正決議	
1998年2月	第4回バーゼル条約締約国会議において、同条約の規制対象及び規制対象外の廃棄物リストを新たに附属書として採択	
1998年11月	バーゼル法の規制対象物となる「特定有害廃棄物等」の告示を改正	

(出典:United Nations Environment Programme の HP より作成)

(2) 批准状況

中国は 1991 年 12 月 17 日にバーゼル条約に批准している。BAN 決議に関しては、/12 に合意意思を表明し、2001 年 5 月 1 日に BAN 決議 /1 を批准している。また、中国では地域協定に所属していない場合のみ国家による廃棄物輸入禁止法に準ずるとされる。

マレーシアは 1993 年 10 月 8 日にバーゼル条約に加盟している。BAN 決議に関しては、/12 に合意意思を表明し、2001 年 10 月 26 日に BAN 決議 /1 を批准している。

スリランカは 1992 年 8 月 28 日にバーゼル条約に加盟している。BAN 決議に関しては、1999 年 1 月 29 日に BAN 決議 /1 にのみ批准している。

その他の批准状況については以下の通りである。

表 3-3 パーゼル条約 BAN 改正による批准事例

国名	パーゼル条約	BAN 決議 /12 *	BAN 決議 /1 *	国家/地域協定
中国	批准 (1991年12月17日)	合意決定	批准 (2001年1月5日)	国家廃棄物輸入 禁止令
インド	批准 (1992年6月24日)	合意決定	合意決定	国家廃棄物輸入 禁止令
インドネシア	加盟 (1993年9月20日)	合意決定	合意決定	国家廃棄物輸入 禁止令
日本	加盟 (1993年9月17日)	合意決定	合意決定	-
マレーシア	加盟 (1993年8月10日)	合意決定	批准 (2001年10月26日)	-
フィリピン	批准 (1993年10月21日)	合意決定	合意決定	国家廃棄物輸入 禁止令
韓国	加盟 (1994年2月28日)	-	合意決定	-
シンガポール	加盟 (1996年1月2日)	-	-	-
スリランカ	加盟 (1992年8月28日)	-	批准 (1999年1月29日)	-
タイ	批准 (1997年11月24日)	-	-	-
ベトナム	加盟 (1995年3月13日)	-	合意決定	国家廃棄物輸入 禁止令

(出典:Basel Action Network HP、Country Status より作成)

- * BAN 決議 /12 1994年3月にパーゼル条約第2会議にて通過したもの。OECD加盟国からOECD非加盟国への有害廃棄物輸出が全面的に禁止されている。最終処分目的では輸出禁止がただちに実行され、リサイクル目的に関しては1997年の3月までに適用されるとしている。
- * BAN 決議 /1 1995年9月にパーゼル条約第3会議にて通過したもの。同決議は付属書に記載されている団体(OECD、EC加盟国、リヒテンシュタイン)に付属書に記載されていない全ての国に有害廃棄物を輸出しないよう義務付けている。最終処分時にBANはただちに実行され、リサイクル目的に関しては62カ国(締結国の3/4)が批准した際に発効し、1997年の12月に適用されこととなっていたが、批准国が足らず発効にはいたっていない。

3.1.5 OECDでの廃棄物の越境移動の規制

(1) 概要

OECDはセベソ事件をきっかけとして、有害廃棄物の越境移動に関する規制について検討を開始した。検討にあたり OECDは有害廃棄物の越境移動問題が起こる理由・背景について挙げている。

- ・ 有害廃棄物の発生量が増大し、発生国での処理費用が高くなっている。
- ・ 処理技術が追いつかず、他国の処理施設が近くにあること。
- ・ 発生国において、国内での特定の廃棄物に関する規制が強化されていること。
- ・ 発生国での陸上汚染が将来、環境汚染を起こし多額の被害補償が必要となる可能性がある。
- ・ OECD諸国の有害廃棄物の越境移動についてはバーゼル条約で次のように定められている(第2回締約国会議からの条文から)。
 - - OECD諸国から非 OECD諸国への最終処分目的での有害廃棄物の越境移動を直ちに禁止すること。
 - - OECD諸国から非 OECD諸国への再生利用及び回収目的での有害廃棄物の越境移動を1997年12月31日までに段階的に削減し、同日付で禁止していることである。

(2) 廃棄物の越境移動の規制

OECDでは、回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定「C(2001)107/FINAL」にて廃棄物の越境移動に関する規制が決められている。

- ・ 「廃棄物」とは、国政的な規定の適用対象となる放射性物質以外の物質又は物体である。
- ・ 「有害廃棄物」とは、附属書1に記載されている廃棄物及びOECD加盟国の国内法令により有害と定義されているものである。

3.1.6 二国間協定の動向

2004年3月末現在、バーゼル条約11条に基づく二国間協定(Bilateral agreements)の状況は下記の通りである。途上国から先進国への有害廃棄物の輸出を締結したものが多く、一部の先進国が途上国の有害廃棄物の処理に協力している形となっている。また、先進国間(カナダ・アメリカ)で有害廃棄物の処理・リサイクルに関して締結しているものもある。

表 3-4 二国間協定の状況

報告国	協定国	協定内容	締結日	状況
カナダ	アメリカ	有害廃棄物の越境移動（リサイクル及び又は最終処分目的）	1986年10月28日	5年ごとに更新
コスタリカ	アメリカ	アメリカへ有害廃棄物を輸出（基本的合意）	1997年9月30日	
フィンランド	ケニア	ケニアからの最終処分目的のハロゲン系有機廃棄物の輸入	1997年3月7日	
ドイツ	アフガニスタン	処分目的の有害廃棄物の輸入	2002年11月09日	有効
ドイツ	KFOR/NATO	ドイツへの（コソボで発生した）廃棄物の輸入（KFOR/NATOの配置期間中）	2000年2月15日	有効
ドイツ	ジンバブエ	ドイツへ廃棄物を輸入	1994年5月31日	有効
マレーシア	アメリカ	アメリカへ有害廃棄物を輸出	1995年3月10日	
メキシコ	アメリカ	有害廃棄物の越境移動	1986年11月12日	施行日 1987.01.29
オランダ	オランダ・アンチル諸島	オランダ・アンチル諸島からの有害廃棄物の輸入（処分）	1997年1月3日	
フィリピン	アメリカ	アメリカへの有害廃棄物の輸出に関する合意	2001年9月20日	
イギリス	ガーンジー島	ガーンジー島からの特別有害廃棄物の輸入（処理・処分）	1998年8月13日	2001年9月20日 施行から無期限
イギリス	マン島	マン島からの有害廃棄物の輸入	1996年7月17日	施行日1996年8月7日
イギリス	ソブリン	アクロチリ、デケリアからの有害廃棄物の輸入（処分）	2000年1月13日	締結日から2002年12月31日まで有効
イギリス	ジャージー州	ジャージー州からの有害廃棄物の輸入（処分）	1997年4月29日	施行日1997年5月20日

（出典：<http://www.basel.int>（バーゼル条約 HP をもとに作成））

また、OECD 以外のバーゼル条約第 11 条に定める多国間協定としては、アフリカ各国への有害廃棄物の輸入を禁止及びアフリカ内の有害廃棄物の越境移動を規制するバマコ条約（The Bamako Convention：1991 年 1 月 30 日 アフリカ統一機構（OAU）採択）や南太平洋諸国への有害及び放射線廃棄物の越境移動を管理するワイガニ条約（The Waigani Convention(1995)）がある。

参考文献

- ・ 経済産業省、「バーゼル条約・バーゼル法の概要等 ～再生資源などを輸出入される方へ～」(2003 年 3 月)
- ・ 経済産業省、環境省、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況（平成 15 年）について」

- Secretariat of the Basel Convention, "*Basel Convention Country Fact Sheet*" United Nations Environmental Programme (Jan.2004)

3.2 先進国の再生可能資源の輸出入規制に関する状況

3.2.1 EUにおける再生可能資源の輸出入規制

アジアの旺盛な需要に後押しされ、EUにおけるアルミスクラップ価格も上昇を続けている。アジアへの大量輸入は、各加盟国政府に懸念をもたらしており、EUは、域内アルミ産業を保護するため、2003年5月に、アルミスクラップ輸出制限政策を打ち出し、続いて、その他白物金属類の輸出制限措置を打ち出した。特にドイツ金属貿易商協会理事長は、アジア圏内へ大量の銅アルミスクラップを輸出しており、スクラップ供給が非常に困難になっていることを懸念している。ロシアとウクライナも、2003年、相応する金属スクラップの輸出制限措置を取っている。

欧州共同体（EC）からの輸入廃棄物への厳格な規制に関する暫定規定の取り組みでは、赤色リストと黄色リストの廃棄物（危険廃棄物）の輸入を禁止している。リサイクル可能な緑色リストの廃棄物（非危険廃棄物）については、

- ・ 「自由に輸入してよい廃棄物（通常商業貿易ベース）」
- ・ 「環境保護局の審査を必要とする廃棄物（事前認可制度）」
- ・ 「輸入を禁止する廃棄物（輸入禁止）」

と、独自に3つのレベルに分けて越境移動の管理を行っている。また、リサイクル目的の廃棄物越境移動の際には、環境保護部門への許可申請と環境リスク評価を受けることを規定している。このように規制は行われているが、EUでは廃棄物に対して比較的共通の認識を持っており、厳格な規制のなかで廃棄物の越境移動を行っている。

実際には、EU内の非OECD諸国は、各国法により緑色リストの廃棄物を赤色または黄色リストに入れている。そのため、EU内においても輸出入は厳しく規制されているといえる。

3.2.2 EUにおける重要な決定

廃棄物の輸送に関する規制（Council Regulation (EEC) No 259/93 on the supervision and control of shipments within, into and out of the European Community, as amended: EC評議会規制 No 259/93; 1993年2月1日）は、欧州共同体（EC）内およびEC外への廃棄物の輸出入を規制する規制であり、公布以降これまでに7回改正されている。

環境の保全と人間の健康を守り、同時に圏内市場の安全な貿易の権利を確保するためである。本規制は有害廃棄物を規制するバーゼル条約とリサイクル目的の輸出入を規制するOECDの決定を満たし、EC規制として実施するものである。

本規制は、事実上すべての廃棄物の輸送を規制しているが、放射線廃棄物やその他一部の種類の廃棄物は、管理体制が異なるため対象外とされている。そのほかの除外対象としては、旅客機内や船舶の積み下ろしで発生したごみなどがある。

EFTA諸国（バーゼル条約批准国）以外の国へ最終処分目的で廃棄物を輸出することは禁止されており、OECD諸国以外の国へのリサイクル目的の廃棄物の輸出は禁止されている。

バーゼル条約を批准国または二国間合意（1994年5月6日以前はEC加盟国と）のある国への輸出を除いた第三国への輸出は禁止されている。また、ECからアフリカ、カリブ、太平洋諸国（AKP諸国）への有害廃棄物の輸出を禁止した条約も結ばれている（Laws of the 4th ACP-EU Agreement of Lumé (1989年12月15日)）。よって発展途上国への有害廃棄物の輸出は厳しく規制されているといえる。また、EC規制でBANを批准している。

欧州レベルでの廃棄物の定義には下記のような規制がある。

- ・ ECにおける廃棄物の枠組みに関する指令 (EC-Waste Framework Directive) (評議会指令： Council Directive 91/158/EEC (1991.3.8) 廃棄物指令： Waste Directive 75/442/EEC, OJ NO. L 78, p321 の改正)
- ・ ECにおける有害廃棄物指令 (EC-Directive on hazardous wastes) (評議会指令： Council Directive 91/689/EEC (1991.12.12)の有害廃棄物に関する事項)
- ・ 廃棄物リストに関する委員会指令 (Decision of the Commission on the Waste List: European Waste List) (委員会指令： Commission Decision (2000/532/EC) (2000年3月3日))

欧州の廃棄物の定義では、リサイクルされる製品や原料も含まれる。残渣、再生資源・原料、経済価値のある製品等もすべて法が規制する廃棄物の範囲に含まれ、再生・リサイクルされるものと最終処分するものを区別している。廃棄物の越境移動についても異なるモニタリング、監督・管理システムを設置している。

ECにおける冷蔵庫および冷凍庫の輸出入に関する規制（EC Regulation No 2037/2000: importing and exporting refrigerators or freezers）、オゾン（層）破壊物質規制により、使用済み冷凍庫、冷蔵庫の輸出禁止する規制も各国で実施されている（ただし、EU域内の国へは輸出可能である）。

このほかに様々な規制や指令があり、欧州における規制は複雑であるといえる。また年々、（欧州からの）輸出入のバリアは高くなっているといえる。法規制順守の問題については、廃棄物の分類や廃棄物リストごとに異なる管理手順・手続きの決定などを行っている。

3.2.3 適正なリサイクルネットワーク構築に向けた取り組み

Implementation and Enforcement of Environmental Law (IMPEL)は、ヨーロッパにおける環境法・規制の遵守と実行のためのネットワークである。ネットワークは各国の代表が情報を交換し、問題の解決のための議論や相互のアドバイス、および環境法規制の実務的応用のためのインフォーマルな組織である。このようなネットワークを通じて、検査、モニタリング、許可制度、およびEU内法規制の遵守についての“ベストプラクティス”から重

要な情報を得ることができる。EU15 カ国の加盟国と 10 の新加盟国、3 つの候補国およびノルウェーの環境規制機関がメンバーとなっている。

メンバー国：

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、EC、イギリス

各メンバー国の代表機関は、各国の外交代表（focal point）として IMPEL の活動および仕事にかかわっている。IMPEL の特別ワーキンググループである TFS（Trans-frontier Shipment of waste）は廃棄物の越境移動に関する問題に対処している。IMPEL-TFS ネットワークは、1992 年に設置され、EU 外へ廃棄物の越境移動を監督・規制する EU 規制 259/93 の執行をハーモナイズさせるための組織である。

ネットワークの目的は、

- EU 規制の執行および遵守を促進させること。
- 法の順守（促進）のためのジョイント・プロジェクトを行なうこと。
- EU 規制執行に関する経験や知識の交換を促進させること。

毎年、IMPEL-TFS ネットワークは全体総会を開き、ワーキングプログラムの実施について議論を行っている。2003 年 6 月 23-25 日、チェコ・プラハで IMPEL の枠組みのもと、TFS（Transfrontier Shipment of Waste）についての会議が行なわれた。57 カ国の代表が参加し、アジアからは香港が参加している。香港を含めた廃棄物貿易の状況について、多くのリサーチプロジェクトが進められている。

例：

- ・ チェコ共和国・廃棄物の越境移動モニタリングに関する調査（Project proposal for monitoring of transboundary movement of waste）：中東欧への廃棄物の越境移動の状況および問題点についての調査
- ・ オランダ・廃棄物フローの検証（Verification of waste destinations）：廃棄物処理コストの違いから多くの廃棄物がオランダ外で処理・リサイクルされているが、適正な処理が行われていない可能性があるため、その検証を行う。

3.2.4 EU における廃棄物の発生・フローの状況

EU 各国の有害廃棄物排出状況については、欧州環境局（European Environment Agency）の報告書がいくつか発行されている。

欧州環境局（EEA）に情報提供を行っている The European Topic Center on Waste and Materials Flows' (ETCWMF) のホームページには、ヨーロッパの廃棄物及びびマテリアルフローに関するデータベース(<http://waste.eionet.eu.int/wastebase>)があり、下記のような情報が提供されている。

- ・ヨーロッパの廃棄物フロー（生活ごみ、生分解性、有害廃棄物、使用済み自動車 ELV など）
- ・廃棄物管理、処理施設
- ・廃棄物処理計画、その他ヨーロッパで使用されている廃棄物処理技術について
- ・EU 各国の所管機関

参考文献等

- ・ Basque Government “*Inventory of Hazardous waste in the Basque Country (Outline)*” (2002)
- ・ European Environment Agency (EEA), “*Hazardous waste generation in EEA member countries*” topic report No14/2001 (2001)
- ・ EEA, “*Environmental Signals 2002*” –Waste and material flows (2002)
- ・ EEA, “*Environmental Assessment Report 2002*” –Waste and material flows (2002)

3.2.5 アメリカにおける再生可能資源の輸出入規制

アメリカにおいては、資源保護回復法（the Resource Conservation, and Recovery Act: RCRA）が、国内における有害廃棄物の発生から処分までを規定しており、国内で発生した有害廃棄物のアメリカ国外への輸出及びアメリカ国内へ輸入された有害廃棄物の管理について規定している。

「アメリカ環境保護庁の有害廃棄物輸出入ガイド」は、RCRA で必要な輸出入の手続きについて解説しており、Chapter において、RCRA での有害の定義、RCRA 規制対象外のものについての解説、Chapter と では、有害廃棄物の輸出入におけるその他の注意事項が規定されている。輸出規制や廃棄物管理は各国で異なることなどがあるため、Chapter と では、バーゼル条約に基づいた OECD 諸国への廃棄物の輸出入における必要事項について規定されている。

アメリカから OECD 諸国へ有害廃棄物をリサイクル目的で輸出入する際には、EPA promulgated standards in Part 262, Subpart H の手続きが必要である。二国間協定のある国への輸出入は Subpart F（輸入）と Subpart E（輸出）の手続きが必要である。

表 3-5 アメリカにおける再生可能資源の輸出手続

	マニフェストが必要（国内）又は国際的に規定される有害廃棄物か？	リサイクル目的での OECD 諸国への越境移動か？	カナダ、メキシコ、コスタリカ、マレーシア、フィリピンいずれかの国への越境移動か？	Part 262 で適用される Subpart
輸入業者	いいえ	対象外	対象外	対象外
	はい	はい	いいえ	H
	はい	はい	はい	F
	はい	いいえ	いいえ	なし
輸出業者	いいえ	対象外	対象外	対象外
	はい	はい	いいえ	H
	はい	はい	はい	E
	はい	いいえ	いいえ	なし

（出典:US.EPA の HP をもとに作成）

表 3-6 アメリカにおける再生可能資源の関連規制

<p>国内： アメリカにおける有害廃棄物の輸出入業者は、国内法（RCRA を含む）</p>	<p>海外： 二国間協定（有害廃棄物の越境移動） ・OECD 諸国（リサイクル目的のみ） ・カナダ（リサイクル・最終処分目的） ・メキシコ（リサイクル目的のみ） アメリカへ有害廃棄物を輸出 ・フィリピン ・コスタリカ ・マレーシア</p>
<p>国内規制：The Resource Conservation, and Recovery Act（RCRA）requirements for transboundary shipment of hazardous waste</p>	<p>輸出入規制： US.EPA “Import and Export of Hazardous Waste Guide”</p>

（出典:US. EPA の HP をもとに作成）

アメリカはバーゼル条約に加盟していないが、バーゼル条約第 11 条に定める二国間規定等より、非加盟国と加盟国間の有害廃棄物の越境移動が可能である。よって、アメリカは下記の国際合意に基づいて、有害廃棄物の輸出入を行っている。

- ・ OECD（C(92)/30final）（2002 年 5 月）
- ・ カナダ：1986 年締結、1992 年改正
- ・ メキシコ：1986 年締結

表 3-7 アメリカの有害廃棄物の輸出量（ト）

	1995 年	2001 年	2002 年
カナダ	121,014	330,458	273,550
メキシコ	104,408	78,059	143,376
北米の合計 （全輸出に占める割合）	225,423 （99.6%）	408,517 （99.7%）	416,925 （98.1%）
全輸出量	226,393	409,674	424,904

（出典:US. EPA）

アメリカにおける有害廃棄物の輸出量の約 99%は北米（カナダ・メキシコ）への輸出である。特に、アメリカ-カナダ間の輸出入は幅広く行なわれており、アメリカからカナダへ最終処分目的の有害廃棄物も輸出されている（その他の OECD 加盟国及びメキシコはリサイクル目的の輸出のみ可能）。

アメリカでは有害廃棄物規制が厳しいためリサイクルが進めにくいことから、こうした輸出が行なわれているものと考えられ、輸出先の処理方法等が確認しないでアメリカからカナダへ輸出されていることが OECD の調査でも触れられている。また、他国においてシップバックされたアメリカの有害廃棄物もカナダに輸出されている。

また、アメリカは、コスタリカ、マレーシア、フィリピンはそれぞれ異なる協定を結んでいる。協定によると、アメリカはコスタリカ、マレーシア、フィリピンから有害廃棄物を受け入れるが、これらの国へ廃棄物を輸出することはできないことになっている。

こうした状況下において、近年、アメリカにおいても（RCRA 法 Subject C に基づく）廃棄物の定義の改正を行っている（Revisions to the definition of Solid Waste: <http://www.epa.gov/epaoswer/hazwaste/dsw/abr.htm>）。有害廃棄物のリサイクルを促進するため、廃棄物の定義から、特定のリサイクル可能な有害廃棄物を除外すること（「廃棄物」とみなさないこと）、「合法的にリサイクルされている有害または非有害廃棄物を明確に規定する詳細な規制基準」を導入すること（偽リサイクル活動を判別し防止する目的）を提案している。US.EPA は 2003 年 12 月に the Federal Register において告知し、2004 年 2 月まで期間を延長して意見募集を行った。背景情報など、詳細については US.EPA の HP から入手できる。（EPA's electronic public docket : RCRA-2002-0031）

3.2.6 OECD における再生可能資源の輸出入規制

1992 年の「回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定 C(2001)107/FINAL」は、OECD 加盟国内の有害廃棄物リサイクルを促進するために採択されたものである。1998 年 4 月には OECD 理事会決定が改正され、規制緩和となるリストの変更が行われている。そのほか、OECD における決定 (http://www.oecd.org/topic/0,2686,en_2649_34397_1_1_1_1_37465,00.html) には下記のようなものがある。

- ・ 理事会決定 C(2001)107/FINAL の改正 [C(2004)20] (2004 年 3 月 18 日)
- ・ バーゼル条約附属書 VIII & IX の改正に伴った、緑色・黄色リストの改正
- ・ 理事会決定 C(2001)107/FINAL の実施のためのガイダンスマニュアル(2002 年 12 月 19 日)

OECD の廃棄物管理政策ワーキンググループ GWMP (Working Group on Waste Management Policy) においては、1980 年代から廃棄物の環境配慮型マネジメント (b (Environmentally Sound Management ESM) に関する国際政策、及び廃棄物のリサイクル・オプションの検討が行なわれてきた。このため OECD では 1999 年から、OECD 各国における廃棄物処理施設の環境の向上、レベルの統一化を図るため、国際的 ESM ガイドライン策定に向けた取り組みを行っており、過去 3 回、ESM ワークショップを開催している。

第 1 回 ESM ワークショップ: メキシコ・カンクン (1999 年 10 月 28-29 日)

第 2 回 ESM ワークショップ: オーストリア・ウィーン (2000 年 9 月 28-29 日)

第 3 回 ESM ワークショップ: アメリカ・ワシントン D.C. (2002 年 3 月 20-22 日)

ワークショップでは、人間の健康と環境を保全した再生資源のリサイクルの促進に関する戦略計画や国際的な市場での原材料と製品の越境移動、及び廃棄物管理に関する問題意識、参加者、歴史的背景や状況の分析が行われ、各国のベストプラクティスなどが紹介されている。ESMと各国法規・政策との関係は様々である。国内廃棄物のみ適用している国（ノルウェー、イタリア）、最終処分目的の有害廃棄物の輸出と国内廃棄物対象（アメリカ）、廃棄物の管理及び特定の廃棄物の排出管理規制（フィンランド）など様々である。廃棄物の越境移動におけるESMのための基本的な基準は、欧州廃棄物輸出規制と各国の国内法であるとされている。

最終的に、2004年6月のOECD理事会でESMに関する勧告が承認される予定である。

- ・ OECD各国のこれまでのESMの取り組みに関する技術ガイダンスを行なう。
- ・ 廃棄物の管理において、有害および非有害廃棄物の違いを視野に入れた環境保全、健康の内部化を図ること。
- ・ リサイクル・スキームにインセンティブを与えることなど。

ESMを紹介したカナダレポートの概要について以下に紹介する。カナダ越境移動当局が17カ国（オーストラリア、オーストリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スペイン、スイス、イギリス、アメリカ）の調査を行ったもので、各国の回答から、平均で5.4百万トンの有害廃棄物が発生しており、約22%がリサイクルされていると報告されており、OECD間の有害廃棄物の輸出入は年々減少傾向にある。調査対象の各国の状況については、危険廃棄物発生量のおよそ10%未満が海外へ輸出されている。デンマーク(50%)、オーストリア(25-50%)、ドイツ(10-25%)の順となっている。輸入状況については、オーストリア、ノルウェー、スイスが50%以上、デンマーク、フランス、スペイン10-25%、イタリア、ポーランド10%未満、輸入物は、廃バッテリー、金属灰、残渣、スラッジ、廃油、炭化水素含有物などである。

特定貨物輸入の禁止状況については、明確に禁止しているものが、カナダはPCB、英国はアスベスト、スイスは、家庭用電池、オーストリアはCFCs等を事実上禁止しており、ポーランドは、全ての危険廃棄物を輸入禁止(Act on Waste 2001年より)している。また、OECD諸国以外への輸出を禁止している国としては、フィンランド、オランダ、スイス、イギリスがあり、フィンランドについては、詳細な禁止規定を設けている(Annex V of the EC Regulation 259/93)、バーゼル条約附属書VIII及びOECD黄色、赤色リスト(ただしEU規制の非有害廃棄物と附属書IXの廃棄物を除く)。16の緑色リストを黄色に入れている。

有害廃棄物を輸入する理由については、経済的な理由が大部分、ほとんど全ての回答で処理施設の不足が挙げられている。輸入する理由としては、1/3の回答は地理的要因、カナダ、ノルウェーのみが規制によると回答、処理施設の不足(オーストラリア、イギリス、

アメリカ)、経済的理由(チェコ、フィンランド、スペイン)、特殊状況(オランダの土壌汚染処理の経済性から)、カナダにとっては再生資源が重要なためとされている。

有害廃棄物を輸出する理由としては、フランス、ドイツを除いて、自国内の処理施設の不足を挙げており、ほとんどの国が経済的理由(処理コスト)を第一の理由にあげている。その他に多かった回答としては、他国の処理施設の方が近いこと、カナダとドイツのみ規制の違いによる影響と回答している。オーストリア、カナダ、フィンランドは、多国籍廃棄物処理企業の存在による影響があげられる。一部の国は様々な理由によるとし、国内処理施設の不足(オーストラリア、デンマーク、ノルウェー、ポーランド、スペイン)、オランダは国内事情(バッテリーと酸の処理施設が国内に不足している、鉄・非鉄処理コストなど)を挙げている。

参考文献

- ・ 経済産業省、環境省、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況(平成15年)について」

引用文献

- ・ Chyeryl Heathwood Environment Canada “*Second OECD Workshop on Environmental Sound Management of Wastes Destined for Recovery Operations*” pp.28-29 (September 2000, Vienna, Austria)
- ・ US. EPA, “*Import and Export of Hazardous Waste Guide*”
HP: <http://www.epa.gov/epaoswer/osw/internat/guide.htm>